

【岩手中部水道企業団特定事業主行動計画の実施状況及び女性の活躍状況の公表（令和6年度）】

6月公表

岩手中部水道企業団では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。）に基づき「岩手中部水道企業団における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」並びに「岩手中部水道企業団次世代育成支援対策特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項・次世代育成支援対策推進法第19条第5項に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、岩手中部水道企業団における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事務職	20%	33%	0%	33%	50%
技術職	0%	0%	0%	0%	0%
会計年度任用職員	66%	0%	60%	50%	100%

（2）採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
事務職	15%	20%	30.8%	25%	30%
技術職	0%	0%	採用なし	11%	採用なし

（3）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	伸び率 (R2-R6年度)
管理職割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
局長相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0%
課長相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0%
課長補佐相当職	0%	0%	0%	0%	0%	0%
係長相当職	0%	0%	3.6%	6.3%	6.3%	6.3%

（4）機会の提供に資する制度の概要

●セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

岩手中部水道企業団職員ハラスメント防止規程（平成26年11月19日訓令第29号）を制定。

総務課内に相談苦情窓口を設置し、少なくとも男女各1名以上の職員で対応することとしている。

《職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 離職率（令和6年度）

	離職率	離職者の年代別割合							
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～
男性職員	6.9%	1.4%	1.4%	0%	0%	0%	0%	1.4%	2.8%
女性職員	1.4%	0%	0%	0%	0%	1.4%	0%	0%	0%

※離職率は、令和6年度の自己都合等退職者を令和6年度の4月1日の職員数で割ったもの

(2) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者数	6人	7人	8人	7人	7人
男性	4人	5人	6人	5人	5人
女性	2人	2人	2人	2人	2人
取得率(人数)	33% (女性：2人)	28% (女性：2人)	25% (女性：2人)	28% (女性：2人)	42% (女性：1人、 男性：2人)

※3歳以下の子がいる職員が対象。(会計年度任用職員は集計に含まない。)

(3) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者	15人	17人	18人	18人	21人
取得者(割合)	6人(40%)	8人(47%)	11人(61%)	14人(77%)	16人(76%)
平均取得日数	3.8日	4.6日	5.5日	4.9日	5.5日

※対象者…岩手中部水道企業団職員就業規程第29条第13号、第14号、第15号、第18号、第19号のいずれかに該当する職員。(会計年度任用職員は集計に含まない。)

第13号 生後1年6月までの子の保育（育児短時間勤務）

第14号 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護

第15号 小学校就学までの子の予防接種等

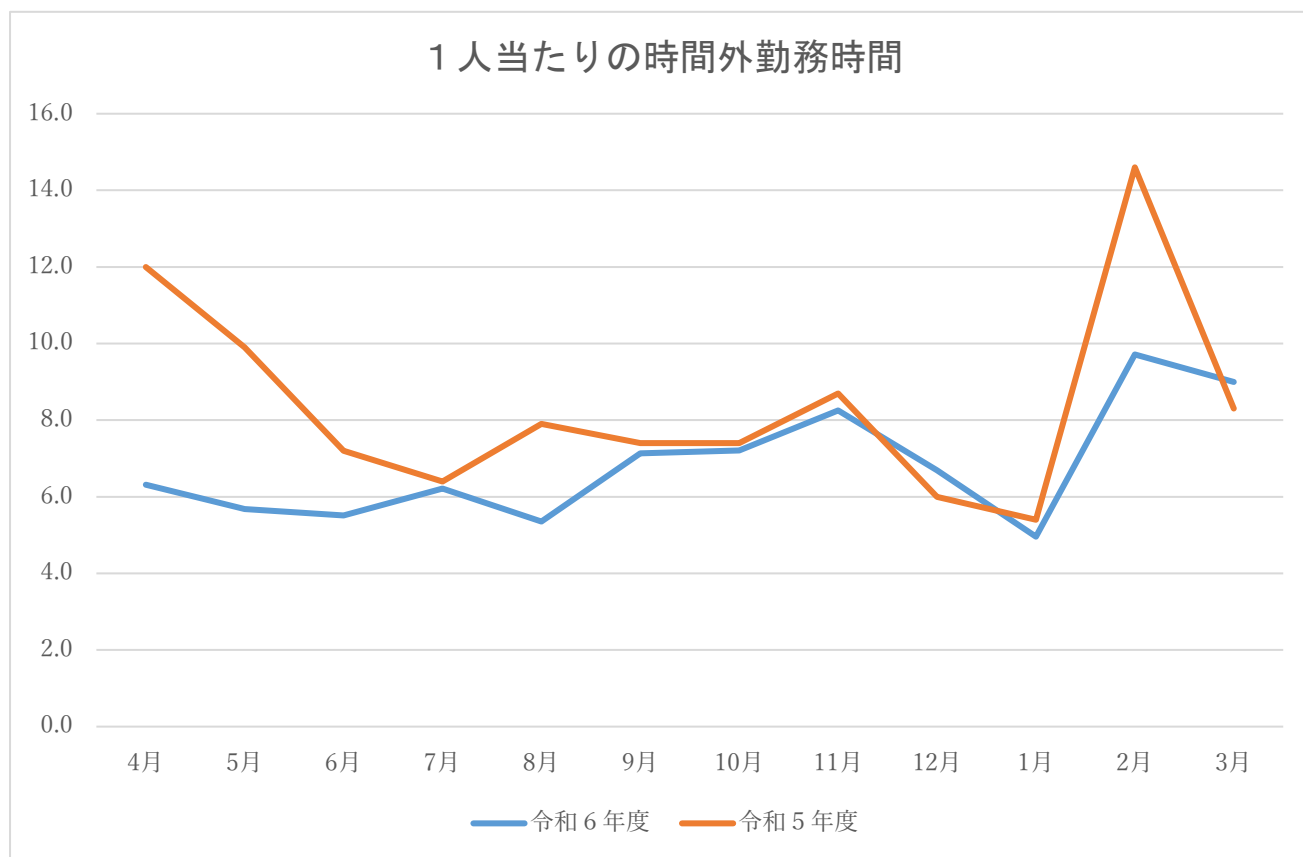
第18号 妻の出産

第19号 妻の出産に伴う子の養育

(4) 超過勤務の状況 (令和6年度)

(単位: 時間)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度	12.0	9.9	7.2	6.4	7.9	7.4	7.4	8.7	6.0	5.4	14.6	8.3
令和6年度	6.3	5.7	5.5	6.2	5.4	7.1	7.2	8.3	6.7	5.0	9.7	9.0



(5) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する制度の取り組み (令和6年度)

- ・ 岩手中部水道企業団職員就業規程の改正

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：岩手中部水道企業団

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	73.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.9	%
全職員	60.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	89.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	68.2	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	96.6	%
1～5年	102.6	%

【説明欄】

(1) について

本庁課長補佐相当職以上については、女性職員が不在のため公表不可。

(2) について

勤続年数 11～20 年の区分と 26 年以上の区分については、対象女性職員が不在のため公表不可。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。